

「こども性暴力防止法」が令和 8（2026）年 12 月 25 日にスタートします。
～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

本学へ入学し教員免許・保育士資格の取得を希望される方は必ず確認してください。

こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）の施行により、令和 8（2026）年 12 月 25 日より、学校や保育所、学習塾など、こども に対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

これに伴い、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教諭免許状や保育士資格を取得するための実習に参加する実習生^{*1}についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

^{*1} 教員免許や保育士資格の取得を希望する学生は実習に参加しなければなりません。

【事業者（実習先）に求められる取組】

- 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

【実習生に関する留意点】

- 実習計画において、こどもと一対一になることが予想されたり、実習期間が相当長期にわたったりするなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。
- 実習・体験等前に性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められます。
- 性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより資格取得ができなくなる可能性があります。

【参考】制度の詳細はこちらをご覧ください。

- こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」
リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

なお、誓約書の提出時期等については、入学後にお知らせします。